

# 申入書

平成21年2月16日付で愛知県は「不適正な経理処理に係る全庁調査の結果について」(以下「不適正調査結果」という)ならびに「不明朗な現金等の全庁調査結果について」(以下「不明朗調査結果」という)を発表した。当団体では、ことあるごとに「カラ出張・カラ飲食・カラ雇用などによる裏金作りの実態調査」を求めてきただけに、今回新たに「不明朗な現金等」が発覚したことは、私たちの調査に基づく推察や、私たちに寄せられた内部告発ともとれる情報提供が正しかったことを示すものにほかならない。

しかし、今回愛知県が初めて認めた「不明朗」な現金についても、「不明朗」なる言辞の意味自体、文字通り不明朗であるのみならず、その調査についても現金や預金が発見されたものだけに限定してなされたものである点に、愛知県の調査の不十分さを露呈するものである。愛知県がこれで調査を終了するとすれば、私たちは知事ら愛知県幹部による悪質な幕引きとして、知事が会見で宣言した「徹底調査」の名に値しないものと断ぜざるを得ない。

私たちは、貴職の調査が不十分だ、と考える理由を本書面で述べた上、「不明朗な現金等」に関し、これで幕引きとせず、更なる真相究明のため、OB職員及び歴代職員に対して、書面調査・対面調査をしたうえ、旅費や食糧費についての徹底調査をされることを申し入れるものである。

## 1、不十分と考える理由 1-他自治体の調査手法と比較して明らかに見劣りすること

平成18年に「裏金」が発覚した岐阜県では、その原資を以下のように述べている。

「旅費，食糧費，消耗品費，燃料費，印刷製本費，日々雇用の職員の賃金，会議室の使用料，タクシーの賃借料，修繕費，講師謝金などの架空請求により資金づくりが行われてきた。現地機関などでは，農産物等の売却代金を正規の収入として掲げずに保管するなどして資金づくりをした所属等もあった。そのうち，大半は旅費によるものである。次が相当少なくなつて食糧費によるものである。」

一方愛知県が行った今回の「不明朗調査結果」は、現時点での“金庫の中に入っている”現金や通帳・親睦会等の保管状況のみ調査をしている。「不適正調査結果」のように、書類に当たって突合しておらず、全く不十分である。

また、「机の引き出しなど、金庫以外の場所で保管している」「過去に不明朗な現金を個人で受け取っていた」「過去保管通帳があったが、使い切った、もしくは自宅等に保管している」などを調査対象にしないというのは、まったく理解不能である。

裏金が発覚した岐阜県では、OB職員及び現職職員に対する書面調査ならびにヒアリングを延べ6900人に対して行い、情報公開条例施行直前(平成6年度)の裏金推計額や、平成10年度における裏金推計額を算出している。

同じく名古屋市でも、OB職員及び現職職員に対する聞き取り調査を延べ13716名に対して行っている。愛知県だけが対面調査をしない、ということでは事態はすまされない。愛知県において少なくとも岐阜県のような調査をしたであろうか。少なくとも不明朗な現金等の「徹底的調査」には、岐阜県等で発覚した手法を愛知県でも用いていないか調べるのは当然である。

## 2, 不十分と考える理由2・過去にカラ出張やカラ飲食が疑われる状況があったにも関わらず、調査されていないこと

「不明朗調査結果」で、東三河高等技術専門校では、年度末に出張が集中する「カラ出張」を行い、3年間で約100万円を通帳にプールしていたことが判明した。

しかし、年度末に出張が集中する事態は他の部署でも私たちの調査で明らかになっている。私たちが平成7年度の土木監理課の県外出張、愛知県監査委員事務局の県内宿泊出張を調査したところ、多くが年度末に出張しており、「不自然である」と指摘した。監査委員事務局においては請求額の一部住民訴訟中、時効にかかる部分を除く599,003円を幹部が県に返還した。

食糧費の支出についても疑惑がある。愛知県東京事務所の95年度懇談会費について、カラ飲食の疑いが濃厚であると指摘したが、結局県は「支出のすべてが県民の理解を得られるものではなかった」ことを認め「遺憾の意」を表明し、和解に応じた。その他、土木部の食糧費など、極めてカラ飲食の疑いが濃厚なものを発見した。

平成8年に発覚した県税事務所カラ雇用問題では、平成6-7年度だけで約1533万円もの裏金が作られていたことが判明している。果たしてこれだけの問題が生じていながら、県単独事業でカラ雇用やカラ出張などの不正支出が一切なされていないとする根拠がどこにあるか、不明である。

また、愛知県は平成20年12月19日づけで、林業関係の任意団体の運営費を着服した職員がいたと発表した。報道によれば、農林水産部だけで69もの任意団体の会計事務を行っているという。他部での状況と、その確認は早急にする必要がある。岐阜県では、県が事務局と会計を担当する、300を超える実行委員会や協議会などを1994年まで調査し、裏金が発覚しており、調査すべきである。

市民オンブズマンは、95年ごろから継続して愛知県の裏金を追及してきた。情報公開請求によって、膨大な資料を保有している。元資料ならびにまとめた一覧表を貸与するので、徹底的に調査するよう申し入れる。

また、私たちの指摘にもかかわらず、調査をこれで打ち切るとしておられるのであれば、その理由もお聞きしたい。

以上について、平成21年3月16日までに末尾の名古屋市民オンブズマン事務局までに郵送またはFAXにて寄せられたい

平成21年2月26日

愛知県知事 神田真秋 殿

名古屋市民オンブズマン  
代表 倉橋 克実

(回答ならびにお問い合わせ先) 名古屋市中区丸の内3-6-41 リブビル6階

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

(担当: 弁護士新海聡、内田隆)